

入札に際しての注意事項

- 1 入札価格は消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額に 108 分の 100 を掛けた額）としてください。（契約金額は、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）
- 2 入札・契約事務担当所属は、必要に応じ資料等の提出を求めることができますものとします。
- 3 入札額同額による落札候補者が二人以上ある場合は、くじ引きにて落札候補者を決定します。
なお、入札者が開札の立ち会いを希望しない場合は、事前に入札・契約事務担当所属あて連絡するとともに、開札及びくじ引きに係る取扱いを入札・契約事務担当所属に委任したものとみなします。
- 4 規則第 71 条の各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は無効とします。
また、無効になる要件は、下記無効要件に該当する場合となります。
なお、落札候補者の落札資格の確認ができないときはその者の入札書は無効と取り扱います。
落札決定後の契約不履行は、落札停止要綱の対象となります。

（無効要件）

次に該当する入札については、その者の入札を無効とします。また、再度入札には参加できないものとします。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。
（例：同じ事業者の本店、支店(営業所等)が同一案件に入札を行った場合）
- (3) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (4) 入札に際して談合等の不正があったとき。
- (5) 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。
- (6) 入札者が提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をしたとき。
- (7) その他契約締結権者があらかじめ指示した事項に違反したとき。

- 5 その他本公告に記載がない事項については、規則の定めるところによります。

仕 様 書

「仕様書は別添のとおり」